

## 市長の専決処分事項の指定についての一部改正

市長の専決処分事項の指定について（昭和 46 年 12 月 20 日議決）の一部を次のように改正する。

第 2 項中「決定すること」の次に「並びに訴訟物の価格が 1 件につき 1 0 0 万円以下の訴えを提起すること」を加え、同項の次に次の 3 項を加える。

- 3 会計年度末における決算収支を見通した中で、客観的に軽易な予算調整のための歳入歳出予算の補正をすること。
- 4 会計年度末における法律等（一定の期日までの成立が不可欠とされる法律等をいう。）の改正に伴う必要な条例改正を行うこと。ただし、原則として市の裁量の余地のないものに限る。
- 5 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、設計変更の程度が著しい変更又は重要な部分の変更でない場合で、契約金額の 5 % 以内かつ 5, 0 0 0 万円以内の金額に係る変更契約を締結すること。

### 附 則

この議案は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。